

令和8年9月25日

令和8年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和8年9月18日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

議案（条例その他）

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 動産の取得の内容【警察本部関係】 | 1 |
| 2 | 損害賠償の額の決定について【警察本部関係】 | 2 |

1 動産の取得の内容

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 交通取締用四輪車 13台 |
| (2) 契約者名 | 神奈川トヨタ自動車株式会社
特販部 部長 首藤 豊 |
| (3) 契約金額 | 1億1,960万1,170円 |
| (4) 納入期限 | 令和9年3月31日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

2 損害賠償の額の決定について

(1) 目的

県警察交通部第二交通機動隊の隊員による不適正な交通違反取締り等により生じた損害に対し、地方自治法第96条第1項に基づき、損害賠償の額の決定を行うものである。

(2) 損害賠償の内容

ア 件名

県警察交通部第二交通機動隊の隊員による、不適正な交通違反取締り等により生じた損害に係る損害賠償

イ 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

(ア) 損害賠償の相手方

茨城県つくば市在住 個人 ほかに270名

(イ) 損害賠償の額

38万5,330円

(3) 事案の内容等

ア 事案の内容

第二交通機動隊の隊員により、不適正な交通違反取締りや実況見分調書の作成が行われていたことが判明したことから、本事案を受けて、取締り状況を精査した結果、違反成立の判断が不適正であることの疑念が払拭できないものについて、交通違反取締り等の是正措置を講ずることとした。

イ 是正措置の状況

納付済みの交通反則金の還付、行政処分等の見直し、更新時講習費用等の警察手数料の還付等を順次行っており、今回、本来不必要であった交通費や自動車教習所での講習費用等についての損害賠償を行う。

(4) 損害賠償の経緯

対象者のうち、県警察で算出した損害賠償の額について合意を得た271人に対する賠償を行う。